

広島県留置施設視察委員会運営規則をここに公布する。

平成19年6月1日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

広島県公安委員会規則第8号

広島県留置施設視察委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県留置施設視察委員会条例（平成19年広島県条例第5号）第5条の規定に基づき、広島県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議録の作成)

第2条 委員長は、会議録を作成するものとする。

2 会議録には、会議の開催日時、出席者及び概要を記載するものとする。

(会議の招集の要請等)

第3条 広島県警察本部長（以下「本部長」という。）は、必要があると認めるときは、委員長に対して会議の招集を求めることができる。

2 本部長は、委員長の承認を得て、部下の職員を会議に出席させることができる。

(委員会の庶務)

第4条 委員会の庶務は、警務部留置管理課において処理する。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。